

運 営 規 程

ショートステイ おきなof杜 別館

社会福祉法人 容風会

(事業の目的)

第1条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所 ショートステイおきな杜別館（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員等（以下「介護職員等」という。）が、事業所を利用する要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、全室個室によるユニットケアを効果的に実践し、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、介護者の介護負担の軽減をはかり、在宅での生活の維持に繋げる。又、利用者ひとりひとりのこれまでの人生を受け止め、プライバシーとプライドを大切にした尊厳を支えるケアの実践を理念とし、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

3 利用者のひとりひとりが自宅での暮らしをごく自然に維持継続していくことを目指す。

4 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ショートステイおきな杜別館

(2) 所在地 北九州市小倉南区大字長野455番地の35

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 本所併設の特別養護老人ホーム おきな杜 管理者

管理者は、本所の従業者の管理、本事業の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 事務員 1名

事業所の庶務及び経理の事務処理を行う。

(3) 医師 1名（嘱託）

利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導を行う。

- (4) 生活相談員 3名
(常勤3名、うち介護支援専門員兼務1名、うち介護職員兼務1名)
生活相談員は、要介護者等からの相談に応じ、及び居宅サービス計画にもとづき適切なサービスの提供が行われるよう関係機関との連絡調整を行う。
- (5) 看護職員 4名(常勤3名、非常勤1名)
看護職員は、要介護者等の身体状況等を考慮し、看護及び介護業務を安全かつ適切に行なう。また、必要がある場合他の関係機関との連絡調整を行う。夜間オンコール体制をとり緊急時の対応を行なう。
- (6) 介護職員 7名(常勤6名、非常勤1名、うち生活相談員兼務1名)
介護職員は、要介護者等の身体状況等を考慮し、介護業務を安全かつ適切に行う。また、必要がある場合、他の関係機関との連絡調整を行う。
- (7) 機能訓練指導員 3名(常勤3名)
機能訓練指導員は、要介護者等の身体状況及び居宅サービス計画を考慮し、適切な機能訓練指導を行う。
- (8) 管理栄養士 1名(常勤1名)
栄養士の職務は、利用者に対する栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮した適切な食事の提供を行うために調理員等との連携により栄養管理及び調理業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 終日営業とする。

ただし、入所又は退所する時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員はユニット2～8を除くユニット1の計10名とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 栄養管理、療養食の提供

(利用料等)

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額と滞在費とする。それらの額は別表1、別表2に掲げるとおりとする。(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額(別表1に定める額)の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 食費

(2) 居室代

(3) 理美容代

(4) 前各号に掲げるもののほか、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが相当と認められる費用(実費相当額)。

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、北九州市全域及び京都郡苅田町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

(1) 管理者が定めた場所以外で喫煙しないこと。

(2) ナイフ、ハサミ等の刃物は危険防止のため持ち込まないこと。

(必要な時は事業所で貸出しする。)

(3) 事業所の中で物品の斡旋、販売その他これに類する行為をしてはならないこと。

(4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害することはしないこと。

(5) 飲食物を持ち込む場合、管理者へ届出をすること。

(6) 飲酒は、管理者が定めた時間と場所で行なうこと。

(7) 利用者およびその家族は、職員および他の入居者に対してハラスメントを行わないこと。

(ハラスメント行為があったと認められた場合は、契約を解除する場合がある。)

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所及びその従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に報告を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束の対応)

第13条 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行なう場合は、時間、態様、入居者の心身の状況、理由の記録整備を行ない、家族へその経緯の説明を行なうものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から次のとおり体制を設けるものとし、発生またはその再発防止を行う。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催しその結果を従業員に周知徹底を図る
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 5 人権擁護と虐待防止の措置を適切に実行するための担当者を置く。

(個人情報適切な取り扱い)

第15条 個人情報の保護に関する法律に基づき、利用者、家族を特定し得る情報については、漏洩等により他人が容易に知りうることをないよう適切な取り扱いに努めるとともに、個人情報の開示等を要する場合は、事前に承諾を得ることならびにその他必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第16条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、事業所に受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従事者で検討会議をおこない、具体的な対策を取るとともに再発を防ぐ。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修年2回以上
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

- 付 則 この規程は平成18年 2月 1日から施行する。
- 付 則 この規程は平成18年 4月 1日から施行する。(平成18年 3月31日改正)
- 付 則 この規程は平成19年11月25日から施行する。(平成19年11月24日改正)
- 付 則 この規程は平成21年 4月 1日から施行する。(平成21年 3月28日改正)
- 付 則 この規程は平成21年11月 8日から施行する。(平成21年11月 7日改正)
- 付 則 この規程は平成24年 4月 1日から施行する。(平成24年 3月31日改正)
- 付 則 この規程は平成24年12月 1日から施行する。(平成24年11月 3日改正)
- 付 則 この規程は平成26年 4月 1日から施行する。(平成26年 3月29日改正)
- 付 則 この規程は平成27年 4月 1日から施行する。(平成27年 3月28日改正)
- 付 則 この規程は平成27年12月 1日から施行する。(平成27年11月28日改正)
- 付 則 この規程は平成28年 6月 1日から施行する。(平成28年 5月28日改正)
- 付 則 この規程は平成28年11月 1日から施行する。(平成28年10月29日改正)
- 付 則 この規程は平成29年 6月 1日から施行する。(平成29年 5月27日改正)
- 付 則 この規程は平成29年12月 1日から施行する。(平成29年11月25日改正)
- 付 則 この規程は平成30年 4月 1日から施行する。(平成30年 3月24日改正)
- 付 則 この規程は平成30年12月 1日から施行する。(平成30年11月17日改正)
- 付 則 この規程は令和 元年12月 1日から施行する。(令和 元年11月16日改正)
- 付 則 この規程は令和 3年 6月 1日から施行する。(令和 3年 5月22日改正)
- 付 則 この規程は令和 3年12月 1日から施行する。(令和 3年11月13日改正)
- 付 則 この規程は令和 4年 4月 1日から施行する。(令和 4年 3月19日改正)
- 付 則 この規程は令和 4年12月 1日から施行する。(令和 4年11月19日改正)
- 付 則 この規程は令和 6年 6月 1日から施行する。(令和 6年 5月25日改正)

別表 1

ショートステイ おきな杜 別館 利用料金表

1-1. 保険給付（法定給付）分

(1) サービス単位数

区 分	単位数（1日あたりの単位数）				合 計 単 位 数 (A) + (B) + (C) + (E)
	介 護 給 付 基本単位 (A)	機 能 訓 練 体 制加算 (B)	夜 勤 配 置 加算 (C)	送迎加算 (E)	
要介護 1	704	12	18	184	918
要介護 2	772	12	18	184	986
要介護 3	847	12	18	184	1,061
要介護 4	918	12	18	184	1,132
要介護 5	987	12	18	184	1,201

※単位とは介護保険制度によるもので、1単位は、10,17円（北九州市：7級地）

機能訓練体制加算

※ 理学療法士などの機能訓練指導員（専ら機能訓練指導員の職務に従事する者）を1名以上配置している場合、1日につき12単位（1日/利用者負担：1割13円・2割25円・3割37円）が加算されます。

夜勤職員配置加算(Ⅱ)

※ 本体施設である特別養護老人ホームと併設しているショートステイにおいて、1日当たりに必要な夜勤職員の数を、1人以上上回って配置している場合、1日につき18単位（1日/利用者負担：1割19円・2割37円・3割55円）が加算されます。

(2) 法定給付サービス分（料金）

区 分	1 日 あ た り			
	サービス費（10割）	利用者負担金（1割）	利用者負担金（2割）	利用者負担金（3割）
要介護 1	9,336円	934円	1,868円	2,801円
要介護 2	10,027円	1,003円	2,006円	3,009円
要介護 3	10,790円	1,079円	2,158円	3,237円
要介護 4	11,512円	1,152円	2,303円	3,454円
要介護 5	12,214円	1,222円	2,443円	3,665円

(3) 法定給付サービス分（サービス提供加算）単位・料金

区 分	サービス提供体制加算			
	1日あたりの単位	利用者負担金（1割）	利用者負担金（2割）	利用者負担金（3割）
要介護1	18	19円	37円	55円
要介護2	18	19円	37円	55円
要介護3	18	19円	37円	55円
要介護4	18	19円	37円	55円
要介護5	18	19円	37円	55円

サービス提供体制加算(II)

※ ショートステイの勤務に従事している介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が2分の1以上

である場合、1日につき18単位（1日/利用者負担：1割19円・2割37円・3割55円）が加算されます。

1-2

① 介護職員処遇改善加算（I）

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、令和6年6月より「介護職員等処遇改善加算」へ一本化となります。合計単位数にサービス別加算率（短期入所生活介護／14%）を乗じた単位数の1割から3割(負担割合証に記載された割合)をご負担いただきます。

その他の加算について

療養食加算

※ 介護保険制度により、疾病治療の直接手段として主治の医師の発行する食事せんに基づき提供する利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等）の場合、1日3食を限度とし1食を1回として1回につき8単位（1回/利用者負担：1割9円・2割17円・3割25円）が加算されます。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

※ 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり緊急に利用することが適当であると判断した者に対し利用が行われた場合、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位（1日/利用者負担：1割204円・2割407円・3割611円）が加算されます。

若年性認知症利用者受入加算

※ 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定め、担当者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合、1日につき120単位（1日/利用者負担：1割122円・2割244円・3割366円）が加算されます。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。

2. 保険給付外（法定給付外）分【食費と居室代】

利用者 負担段階	利用者負担内訳（1日あたり）		合計（1日あたり）
	食費	居室代	
第1段階	300円	820円	1,120円
第2段階	600円	820円	1,420円
第3段階①	1,000円	1,310円	2,310円
第3段階②	1,300円	1,310円	2,610円
第4段階	1,600円	2,036円	3,636円

食事区分	金額
朝食	400円
昼食	700円
おやつ	—
夕食	500円
計	1,600円

※おやつは、昼食の金額に含まれます。

3. キャンセル料について

利用開始前にご家族様やご利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記の通り、キャンセル料をご負担いただきます。

- ・利用開始前日の午後5時までに連絡があった場合……無料
 - ・利用開始前日の午後5時以降連絡があった場合
 - ・利用開始当日に連絡があった場合
- } 1日分の食費と居室代を徴収

利用者 負担段階	利用者負担内訳（1日あたり）		合計（1日あたり）
	食費	居室代	
第1段階	300円	820円	1,120円
第2段階	600円	820円	1,420円
第3段階①	1,000円	1,310円	2,310円
第3段階②	1,300円	1,310円	2,610円
第4段階	1,600円	2,036円	3,636円

※「1-1. 保険給付（法定給付）」

「1-2. [介護職員処遇改善加算Ⅰ]」

「2. 保険給付外（法定給付外）分 [食費と居室代]」

の合計金額をご利用月の翌月にお支払いいただきます。

※ 食費・居室代それぞれの金額のうち、負担限度額認定を受けている（第1段階から第3段階②まで）場合、その認定証に記載の金額が適用（負担上限）となります。

別表 2

ショートステイ おきな杜 別館 利用料金表 介護予防

2-1. 予防給付分

(1) サービス単位数

区 分	単位数 (1日あたりの単位数)			
	介護給付 基本単位 (A)	機能訓練体制加算 (B)	送 迎 加 算 (C)	合 計 単 位 数 (A) + (B) + (C)
要支援 1	5 2 9	1 2	1 8 4	7 2 5
要支援 2	6 5 6	1 2	1 8 4	8 5 2

※単位とは介護保険制度によるもので、1単位は、10,17円（北九州市：7級地）

機能訓練体制加算

※ 理学療法士などの機能訓練指導員(専ら機能訓練指導員の職務に従事する者)を1名以上配置している場合、1日につき12単位（1日/利用者負担：1割13円・2割25円・3割37円）が加算されます。

(2) 法定給付サービス分 (料金)

区 分	1 日 あ た り			
	サービス費 (10割)	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要支援 1	7, 373円	738円	1, 475円	2, 212円
要支援 2	8, 664円	867円	1, 733円	2, 600円

(3) 法定給付サービス分 (サービス提供加算) 単位・料金

区 分	サービス提供体制加算 (単位・負担金)			
	1日あたりの単位	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
要支援 1	1 8	1 9円	3 7円	5 5円
要支援 2	1 8	1 9円	3 7円	5 5円

サービス提供体制加算(II)

※ ショートステイの勤務に従事している介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が2分の1以上

である場合、1日につき18単位（1日/利用者負担：1割19円・2割37円・3割55円）が加算されます。

その他の加算について

療養食加算

※ 介護保険制度により、疾病治療の直接手段として主治の医師の発行する食事せんに基づき提供する利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等）の場合、1日3食を限度とし1食を1回として1回につき8単位（1回／利用者負担：1割9円・2割17円・3割25円）が加算されます。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

※ 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり緊急に利用することが適当であると判断した者に対し利用が行われた場合、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位（1日／利用者負担：1割204円・2割407円・3割611円）が加算されます。

若年性認知症利用者受入加算

※ 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定め、担当者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合、1日につき120単位（1日/利用者負担：1割122円・2割244円・3割366円）が加算されます。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。

2-2.

① 介護職員処遇改善加算（I）

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、令和6年6月より「介護職員等処遇改善加算」へ一本化となります。合計単位数にサービス別加算率（短期入所生活介護／14%）を乗じた単位数の1割から3割（負担割合証に記載された割合）をご負担いただきます。

3. 予防給付外（法定給付外）分【食費と居室代】

利用者負担段階	利用者負担内訳（1日あたり）		合計（1日あたり）
	食費	居室代	
第1段階	300円	820円	1,120円
第2段階	600円	820円	1,420円
第3段階①	1,000円	1,310円	2,310円
第3段階②	1,300円	1,310円	2,610円
第4段階	1,600円	2,036円	3,636円

食事区分	金額
朝食	400円
昼食	700円
おやつ	—
夕食	500円
計	1,600円

※おやつは、昼食の金額に含まれます。

4. キャンセル料について

利用開始前にご家族様やご利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記の通り、キャンセル料をご負担いただきます。

- ・利用開始前日の午後5時までに連絡があった場合……無料
 - ・利用開始前日の午後5時以降連絡があった場合
 - ・利用開始当日に連絡があった場合
- } 1日分の食費と居室代を徴収

利用者 負担段階	利用者負担内訳（1日あたり）		合計（1日あたり）
	食費	居室代	
第1段階	300円	820円	1,120円
第2段階	600円	820円	1,420円
第3段階①	1,000円	1,310円	2,310円
第3段階②	1,300円	1,310円	2,610円
第4段階	1,600円	2,036円	3,636円

※ 「2-1. 予防給付（法定給付）」
 「2-2. [介護職員処遇改善加算Ⅰ]」
 「3. 予防給付外（法定給付外）分 [食費と居室代]」
 の合計金額をご利用月の翌月にお支払いいただきます。

※ 食費・居室代それぞれの金額のうち、負担限度額認定を受けている（第1段階から第3段階②まで）場合、その認定証に記載の金額が適用（負担上限）となります。